

## 見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

### ○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

### ○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

### ○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 システム企画部長**」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

### ○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、

0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

### ○参加資格

・運用仕様書（別紙8）を令和8年6月18日（木）正午までに仕様書記載の所管部署宛に提出する必要があります。

・申立書（任意様式）を見積書と同時に提出してください。

### ○注意事項

・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申し出たこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

### ○見積書提出期限 令和8年6月23日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

### ○決定日 令和8年6月25日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

### ○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

### ○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令  
和 8 年度）一式

調達仕様書

令和 8 年 6 月  
日本年金機構  
システム企画部

本紙余白

# 目 次

|       |                                   |   |
|-------|-----------------------------------|---|
| 第1章   | 本業務の概要                            | 1 |
| 1.1   | 目的                                | 1 |
| 1.2   | 業務概要                              | 1 |
| 第2章   | 対象物品                              | 2 |
| 第3章   | 本業務の契約期間等                         | 2 |
| 第4章   | 成果物、納品期限等                         | 3 |
| 4.1   | 成果物、納品期限等                         | 3 |
| 第5章   | 履行場所                              | 6 |
| 第6章   | 所管部署                              | 6 |
| 第7章   | 収集・運搬場所等に係る制限                     | 7 |
| 第8章   | 委託条件等                             | 8 |
| 8.1   | 契約締結等                             | 8 |
| 8.1.1 | 廃棄業務                              | 8 |
| 8.1.2 | 買取業務                              | 8 |
| 8.2   | 不要物品等の取扱                          | 8 |
| 8.3   | 不要物品等の安全性の確保                      | 8 |
| 8.4   | 業務の履行場所に関する事項                     | 8 |
| 8.5   | 立入調査の実施                           | 8 |
| 8.6   | 機密情報(個人情報を含む)の漏えい等が発生した場合における対応体制 | 9 |
| 8.7   | 再委託                               | 9 |
| 8.7.1 | 再委託に関する制限等                        | 9 |
| 8.7.2 | 承認手続                              | 9 |

|      |                     |    |
|------|---------------------|----|
| 第9章  | 留意事項.....           | 10 |
| 第10章 | 機密の保持.....          | 10 |
| 第11章 | 費用の見積り.....         | 10 |
| 第12章 | 費用の請求等.....         | 11 |
| 第13章 | 仕様書の明確化等.....       | 11 |
| 第14章 | 運用仕様書の提出.....       | 11 |
| 第15章 | 応札条件.....           | 12 |
| 第16章 | 資料の閲覧、物品確認について..... | 13 |
| 16.1 | 閲覧資料.....           | 13 |
| 16.2 | 閲覧、物品確認要領.....      | 13 |
| 第17章 | その他.....            | 14 |

《別紙》

別紙1:収集物品一覧

別紙2:廃棄物データシート(WDS)

別紙3:資料閲覧物品確認申請書兼秘密保持誓約書

別紙4:管理者等申請書

別紙5:守秘義務に関する誓約書

別紙6:法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

別紙7:個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

別紙8:運用仕様書

別紙8別添1:運用仕様書チェックリスト

別紙9:再委託等に係る承認申請書

別紙10:再委託等に関する申告書

別紙11:受託証明書

本紙余白

## 第1章 本業務の概要

### 1.1 目的

日本年金機構(以下、「機構」という。)が所有する物品等について、更改等により不要となったため、廃棄処分等を行う必要があることから、収集運搬業務、廃棄業務、買取業務等の廃棄関連業務を調達する。

### 1.2 業務概要

機構にて不要となった物品等の廃棄処分等を行うにあたっての業務は以下のとおりであり、必要な業務を実施すること。

また、以下の各業務における管理業務についても実施すること。

なお、各業務に応じた納品物等については、「第4章成果物、納品期限等」を参照すること。

#### (1) 廃棄業務

##### ① 収集・運搬作業

機構の指定した場所から収集し、処分処理場まで運搬する作業

##### ② 処分作業

産業廃棄物等、処分する作業

##### ③ データ消去作業(別紙1「収集物品一覧」の「物理破壊データ消去有無」欄が「有」の場合)

電磁的記録媒体を物理破壊し、データを消去する作業

#### (2) 買取業務

##### ① 引取り作業

機構の指定した場所から物品を引取り作業

##### ② データ消去作業(別紙1「収集物品一覧」の「物理破壊データ消去有無」欄が「有」の場合)

電磁的記録媒体を物理破壊し、データを消去する作業

## 第2章 対象物品

対象の不要物品の種類、数量等については、別紙1「収集物品一覧」のとおり。

ただし、数量については予定数量であることから、引渡し等数量の実績に関わらず、機構は本契約及び費用の変更を行わないため、留意すること。

落札決定後、廃棄業務の処分を行う場合は、受託者に対して、別紙2「廃棄物データシート(WDS)」を別途交付する。

また、別紙1「収集物品一覧」に記載の不要物品に付随するケーブル等の付属品や梱包資材・ダンボール等についても廃棄対象であることから、併せて適切に処分すること。

## 第3章 本業務の契約期間等

### (1) 契約期間

本調達の契約期間は、契約締結の日から令和8年10月31日までとする。

なお、契約日は、令和8年6月25日を予定している。

### (2) 廃棄業務

- ① 履行期間:令和8年7月9日から令和8年10月31日まで
- ② 収集・運搬可能期間:令和8年7月9日から令和8年10月15日まで
- ③ 収集・運搬可能時間帯:9時から12時、13時から17時(全収集場所)
- ④ 処分期限:令和8年10月28日まで
- ⑤ 納品成果物提出期限:令和8年10月31日まで

### (3) 買取業務

- ① 履行期間:令和8年7月9日から令和8年10月31日まで
- ② 買取(引取り)可能期間:令和8年7月9日から令和8年10月15日まで
- ③ 買取(引取り)可能時間帯:9時から12時、13時から17時(全収集場所)
- ④ 納品成果物提出期限:令和8年10月31日まで

なお、詳細な日程については、落札決定後に機構と協議すること。

## 第4章 成果物、納品期限等

各業務とそれに対応した納品成果物・その他提出物について、以下、「表 4.1 業務別納品成果物及びその他提出物」に示す。

受託者は、実施する業務、条件に該当する納品成果物及びその他提出物を「第6章所管部署」の担当者に提出すること。

ただし、納品成果物については、「第6章所管部署」の検査合格をもって納品とする。

なお、納品成果物の提出時に合わせて、納品成果物の表紙に「納入成果物等確認依頼書」を添付し提出すること。

複数の契約を締結する場合、「表 4.1.1 納品成果物(共通)」及び「表 4.1.5 その他提出物(共通)」については、「不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(令和8年度)一式」として1つの納品対応を可とする。

表 4.1 業務別納品成果物及びその他提出物

| 項番 | 業務   | 成果物                      | その他提出物                         |
|----|------|--------------------------|--------------------------------|
| 1  | 廃棄業務 | 収集・運搬                    | 「表 4.1.1 納品成果物(共通)」参照のこと       |
| 2  |      |                          | 「表 4.1.2 納品成果物(廃棄(収集・運搬))参照のこと |
| 3  |      | 処分                       | 「表 4.1.1 納品成果物(共通)」参照のこと       |
| 4  |      |                          | 「表 4.1.3 納品成果物(廃棄(処分))参照のこと    |
| 5  | 買取業務 | 「表 4.1.1 納品成果物(共通)」参照のこと |                                |
| 6  |      | 「表 4.1.4 納品成果物(買取)参照のこと  |                                |

### 4.1 成果物、納品期限等

#### (1) 納品成果物等

本調達における、廃棄業務、買取業務に共通する納品成果物を「表 4.1.1 納品成果物(共通)」、廃棄業務の収集・運搬に係る納品成果物を「表 4.1.2 納品成果物(廃棄(収集・運搬))」、廃棄業務の処分に係る納品成果物を「表 4.1.3 納品成果物(廃棄(処分))」、買取業務に係る納品成果物を「表 4.1.4 納品成果物(買取)」に示す。

なお、各納品成果物の作成様式については、機構と協議し機構の承認を得ること。

また、機構が指定する様式に、受託事業者の責任者、品質管理責任者及び担当者が押印し、納品成果物に添付すること。

表 4.1.1 納品成果物(共通)

| 項番 | 成果物     | 概要  | 納品期限        |
|----|---------|---|-------------|
| 1  | 作業実施計画書 | 受託者が、本業務の実施に先立ち、機構と収集物品の保管場所現地確認、収集・運搬方法等について、協議、調整等を行った結果より、収集・運搬物品の収集・運搬予定日、廃棄業務の場合は収集・運搬物品の廃棄業務予定日、買取業務の場合は引取り予定日、各業務における納品成果物の納品予定時期等を記載したドキュメント。 | 作業実施日の3営業日前 |

表 4.1.2 納品成果物(廃棄(収集・運搬))

| 項番 | 成果物          | 概要  | 納品期限      |
|----|--------------|---|-----------|
| 1  | 収集・運搬作業完了報告書 | 収集・運搬作業が完了したことを報告するドキュメント(別紙1「収集物品一覧」の明細(収集・運搬物品の名称、型番、数量)を記載すること。) | 納品成果物提出期限 |

調達仕様書（不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令和8年度）一式）

| 項番 | 成果物     | 概要   | 納品期限        |
|----|---------|--|-------------|
| 2  | 費用内訳明細書 | 別紙1「収集物品一覧」の物品を収集・運搬するために行う作業の明細（運搬費（車両台数、車両毎の積載量、単価/台等）、搬出費（作業員人数、単価/人等）、養生費、諸経費）を収集場所に分けて記載したドキュメント。 | 履行開始後3営業日以内 |

表 4.1.3 納品成果物(廃棄(処分))

| 項番 | 成果物                        | 概要  | 納品期限        |
|----|----------------------------|---|-------------|
| 1  | 廃棄証明書及び廃棄作業完了報告書           | 廃棄業務が完了したことを報告するドキュメント、及び正しく廃棄したことを証明するドキュメント。<br>(別紙1「収集物品一覧」の明細(処分物品の名称、型番、数量)を記載すること。)   | 納品成果物提出期限   |
| 2  | 産業廃棄物管理票(マニフェスト)(A票～E票)    | 廃棄業務が適正に実施されたかどうか確認するために作成するドキュメント。<br>公益財団法人 全国産業廃棄物連合会発行の様式とする。                           | 納品成果物提出期限   |
| 3  | データ消去作業完了報告書<br>※当該作業がある場合 | 電磁的記録媒体等のデータが完全に消去されたことを客観的に証明するドキュメント。<br>(データ消去を行った機器単位にエビデンスを添付すること。)                    | 納品成果物提出期限   |
| 4  | 費用内訳明細書                    | 別紙1「収集物品一覧」の物品を処分するために行う作業の明細(処分総数量(単位kg)、単価(単位kg)、データ消去費用(単価/台、報告書作成単価/枚)、諸経費)を記載したドキュメント。 | 履行開始後3営業日以内 |

表 4.1.4 納品成果物(買取)

| 項番 | 成果物                        | 概要   | 納品期限      |
|----|----------------------------|--|-----------|
| 1  | 買取証明書                      | 買取業務が適正に実施されたかどうか確認するために作成するドキュメント。<br>(別紙1「収集物品一覧」の明細(収集物品の名称、型番、数量、買取単価)を記載すること。)      | 納品成果物提出期限 |
| 2  | 費用内訳明細書                    | 別紙1「収集物品一覧」の物品買取費用の明細(各物品の買取単価、データ消去費用(単価/台、報告書作成単価/枚)、諸経費より機構への支払額、機構への請求額)を記載したドキュメント。 | 納品成果物提出期限 |
| 3  | データ消去作業完了報告書<br>※当該作業がある場合 | 電磁的記録媒体等のデータが完全に消去されたことを客観的に証明するドキュメント。<br>(データ消去を行った機器単位にエビデンスを添付すること。)                 | 納品成果物提出期限 |

(2) その他提出物

本調達における、納品成果物以外で廃棄業務、買取業務に共通するその他提出物を「表 4.1.5 その他提出物(共通)」、廃棄業務の処分に係るその他提出物を「表 4.1.6 その他提出物(廃棄(処分))」、買取業務に係るその他提出物を「表 4.1.7 その他提出物(買取)」に示す。

なお、その他提出物の作成様式については、機構と協議すること。

表 4.1.5 その他提出物(共通)

| 項番 | 提出物                     | 概要  | 提出時期       |
|----|-------------------------|---|------------|
| 1  | 別紙3 資料閲覧物品確認申請書兼秘密保持誓約書 | 応れを希望する事業者で本調達に係る資料について閲覧を希望する場合に提出するドキュメント。  | 資料閲覧時      |
| 2  | 別紙4 管理者等申請書             | 機密情報等保護に関する管理体制、業務の履行に関する管理体制、業務の履行場所及び委託業務で取り扱う機密情報の保管場所を記載したドキュメント。<br>なお、内容に変更等を行う場合については、変更、廃止等を行う日の前日までに再納品すること。 | 履行開始日の前日まで |
| 3  | 別紙5 守秘義務に関する誓約書         | 本業務の実施にあたり、秘密保持に関する事項を遵守することを誓約したドキュメント。  |            |

調達仕様書（不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令和8年度）一式）

| 項番 | 提出物                      | 概要  | 提出時期      |
|----|--------------------------|---|-----------|
| 4  | 別紙6 法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書 | 本業務の実施にあたり、法令及び契約内容の順守状況の点検結果について報告するドキュメント。                                      | 履行開始後速やかに |
| 5  | 別紙7 個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書  | 受託業務完了後、以下の情報を削除又は返却したことを報告するドキュメント。<br>・本業務の実施の過程で機構が開示した情報<br>・他の受託者が提示又は作成した情報 | 契約終了日     |

表 4.1.6 その他提出物(廃棄(処分))

| 項番 | 提出物                       | 概要  | 提出時期                      |
|----|---------------------------|---|---------------------------|
| 1  | 別紙9 再委託等に係る承認申請書(再委託する場合) | 業務の一部を再委託する際に提出するドキュメント。  | 運用仕様書提出時                  |
| 2  | 別紙10 再委託等に関する申告書(再委託する場合) | 受託業務の一部を再委託等する場合、受託者は再委託等に係る事業者から、「再委託等に関する申告書」を徴取し機構へ提出するとともに承認を受けること。   | 運用仕様書提出時                  |
| 3  | 別紙11 受託証明書(再委託する場合)       | 機構からの承認通知を受領した際、申請書のとおり再委託が行われていることを証明するドキュメント。   | 再委託の承認通知受領後速やかに           |
| 4  | 再委託先との守秘義務等の契約書の写し        | 機構から受託者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件(本契約終了後の秘密保持を含む。)及び必要に応じ、受託者が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、機構からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。 | 再委託の承認通知後、機構から提示の要求があった場合 |

表 4.1.7 その他提出物(買取)

| 項番 | 提出物                             | 概要  | 提出時期       |
|----|---------------------------------|---|------------|
| 1  | 請負申請書(詳細については、「8.1.2(1)」を参照のこと) | 契約書の代わりに提出し、入札の目的が買取であること及び収集・運搬した物品を産業廃棄物として処分しない旨を記載したドキュメント。 | 履行期間の開始日まで |

## 第5章 履行場所

(1) 収集・運搬場所

機構の指定する場所(東京都杉並区と埼玉県加須市の 2 カ所を予定。詳細な住所等は、受託者決定後に別途提示する)

(2) データ消去場所

機構の指定する場所(東京都杉並区 1 カ所を予定。詳細な住所等は、受託者決定後に別途提示する)。なお、データ消去に必要な設備等を持ち込むことが困難な場合、機構が承認した場合に限り受託者が用意する場所(日本国内に限る)で作業を認めることがある。この場合、機構から作業場所の立ち入り検査を求められた場合、受託者は応じる。

(3) 処分場所

受託者が用意する場所(日本国内に限る)

## 第6章 所管部署

本仕様書に関する問合せ先は以下のとおりである。

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構システム企画部システム基盤整備 G

電話番号:03-6892-0785(内線 6844)、担当:丸山、漆原、松本

## 第7章 収集・運搬場所等に係る制限

廃棄業務の収集・運搬及び買取業務の買取り(引取り含む)における収集・運搬、引取りについて、以下の内容を留意すること。

- (1) 運搬車両は、原則として受託者の自社便を使用すること。  
収集場所から運搬車両までの搬送、積み込みは受託者が行うこと。  
また、運搬車両への積み込みに必要な人員・機材等については全て受託者が用意すること。  
なお、収集・運搬場所等の車両の高さ制限は東京都杉並区の場所は、3.5m以下、埼玉県加須市の場所は、高さ制限はない。
- (2) 運搬車両の進入、退去、その他積載作業等が行われる場所での安全確保等を実施する必要があるときは、警備員を配置する等の措置を講じること。  
なお、同時に複数車両の乗り入れはできない。
- (3) 駐車場代等の費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- (4) 搬出の際には、床・壁面・その他損傷の恐れがあると判断される部分については、適宜の方法で必要な養生を行い、損傷を与えないよう十分留意し、万が一、他の備品・施設・他の車両等への損害を与えた場合には、受託者の負担により原状回復又は程度に応じて取替えをすること。  
また、養生施工後、養生部分に欠損等が生じたときは、速やかに受託者の負担により補修等を行い常時完全な状態を保有するものとする。  
なお、養生について費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- (5) 搬出終了後は、速やかに養生を撤去すること。養生資材については受託者が収集・運搬等すること。  
養生の脱着に際しては、機構担当者(当日の立会者)の検査を受け、損傷の有無の確認を得ること。
- (6) 収集・運搬等処理実施の前営業日午前中(養生等の事前作業も含む)までに、機構担当者に連絡して、入所について必要な情報(責任者及び作業者の氏名、人数、責任者の連絡先、車両台数、車両ナンバープレートの情報等)の提出について、機構担当者の指示に従うこと。
- (7) 収集・運搬等処理実施当日は服装の統一、名札の着用等、本業務の従事者であることが認識できるようにしておくこと。
- (8) 建物内の搬出入経路、敷地内における作業は機構担当者(当日の立会者)の指示に従うこと。
- (9) 収集・運搬等については、機構が指定する場所でデータ消去を行った後に実施すること。  
なお、データ消去を受託者が用意する場所で実施する場合は、収集場所に到着次第、収集・運搬等を実施すること。
- (10) 作業日は契約締結後に調整し決定するが、「表 4.1.1 作業日及び作業時間帯に関する事項」に示す作業日時を予定している。

表 4.1.1 作業日及び作業時間帯に関する事項

| 項番 | 作業場所   | 作業日及び作業時間帯等の情報 |
|----|--------|----------------|
| 1  | 東京都杉並区 | 土、日、祝日の日中帯を予定  |

| 項番 | 作業場所   | 作業日及び作業時間帯等の情報 |
|----|--------|----------------|
| 2  | 埼玉県加須市 | 平日の日中帯を予定      |

## 第8章 委託条件等

### 8.1 契約締結等

#### 8.1.1 廃棄業務

- (1) 受託者は、「不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(収集・運搬)(令和8年度)一式」及び「不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(処分)(令和8年度)一式」、2種類の契約を締結すること。  
ただし、「不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(処分)(令和8年度)一式」については、受託者が選定し、機構が承認した廃棄業務実施事業者(以下、「実施事業者」という。)が対応する場合、別途、処分に係る契約を機構と実施事業者で締結することとする。また、実施事業者は他の事業者へ廃棄業務を委託をすることは認めない。  
なお、受託者が実施事業者を選定することから、再委託を行う場合と同様の責任を負うこと。

#### 8.1.2 買取業務

- (1) 受託者は、「不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(買取)(令和8年度)一式」の契約を締結すること。  
ただし、買取業務のみの際に、機構から費用を請求する場合は、契約書の代わりに「請負申請書」を提出すること。

### 8.2 不要物品等の取扱

- (1) 受託者は、不要物品等の廃棄業務、買取業務の途上において、漏えい、紛失、毀損等を防ぐ措置を講ずること。  
(2) 収集・運搬物品を処分する場合は、受託者の責任において、全量を処分すること。

### 8.3 不要物品等の安全性の確保

- (1) 不要物品等の運搬にあたり、盗難、紛失等による情報漏えいを防止するため、不要物品の積込み車両は、荷台等が施錠可能な車両を用いる等の所要の措置を講じることとし、必要な物品は受託者があらかじめ用意すること。

### 8.4 業務の履行場所に関する事項

- (1) 廃棄業務の履行場所は、電子錠又はそれに準ずるものを保有し、関係者のみが知り得る情報によって入退室の管理が可能であること。また、受託者は、入退室状況を記録し、当該記録の検査を行うこと。

### 8.5 立入調査の実施

- (1) 機構は、契約の履行状況(個人情報が含まれる場合についてはその管理状況を含む)の確認、法令の遵守状況の確認、進捗状況の確認、その他必要に応じて立入調査を実施することができることとする。

## 8.6 機密情報(個人情報を含む)の漏えい等が発生した場合における対応体制

- (1) 受託者は、機密情報(個人情報を含む。)の漏えい等が発生した場合に対応するため、次に掲げる体制を整備すること。
  - ① 対応部署等の指定
  - ② 機密情報(個人情報を含む。)の漏えい等による影響及び原因の調査体制
  - ③ 再発防止策、事後対策の検討体制
  - ④ 機構への報告体制

## 8.7 再委託

### 8.7.1 再委託に関する制限等

- (1) 機構は本業務の実施にあたり、受託者が再委託することを認めないものとする。  
ただし、本業務の主体的部分を除く一部について、あらかじめ機構より承認を受けた場合は、この限りではない。  
本業務の主体的部分について、「表 8.7.1.1 主体的部分と主体的部分以外」に示す。

表 8.7.1.1 主体的部分と主体的部分以外

| 項番 | 作業分類    | 項目        | 作業概要                                  |
|----|---------|-----------|---------------------------------------|
| 1  | 主体的部分   | 廃棄        | 「1.2 業務概要」に示す業務の内、<br>・「1.2(1)①収集・運搬」 |
| 2  |         | 買取(引取り含む) | 「1.2 業務概要」に示す業務の内、<br>・「1.2(2)①引取り作業」 |
| 3  | 主体的部分以外 | 廃棄        | 「1.2 業務概要」に示す業務の内、<br>・「1.2(1)③データ消去」 |
| 4  |         | 買取(引取り含む) | 「1.2 業務概要」に示す業務の内、<br>・「1.2(2)②データ消去」 |

- (2) 受託者は、再委託にあたって、以下の事項を遵守すること。  
なお、再委託先が受託者との契約書及び仕様書(以下、「契約書等」という。)に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。
  - ① 再委託先に対する契約書等については、この仕様書に定める内容に準ずるものとする。
  - ② 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。
    - (i) 受託者の再委託先に対する監督・検査・報告徴収に関する権限
    - (ii) 機構の再委託先に対する監督・報告徴収に関する権限
    - (iii) 再委託先における機密情報(個人情報を含む。)の漏えい・盗用・改ざん・目的外利用等の禁止
    - (iv) 再委託先における機密情報(個人情報を含む。)保護のための体制の整備及び安全管理措置
    - (v) 再々委託の禁止
    - (vi) 情報漏えい等が生じた場合の受託者の責任
    - (vii) 再委託先の対応について、最終的な責任を受託者が負うこと。

### 8.7.2 承認手続

- (1) 受託者が本業務の一部を再委託する場合は、運用仕様書提出時に再委託の相手方について、「別紙 9 再委託等に係る承認申請書」「別紙 10 再委託等に関する申告書」を提出し、書面にて機構の承認を受けること。  
また、受託者は、契約締結後に、機構から「再委託承認通知書」を受領後、再委託先から「別紙 11 受

託証明書」を徴取し、速やかに機構に提出すること。

## 第9章 留意事項

- (1) 受託者は、不法投棄等の違法行為は絶対に行わないこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に先立ち、機構と不要物品等の収集・運搬方法や保管場所の現地確認等について、協議及び調整等を行うこと。  
なお、その結果について、作業実施計画書(収集・運搬日時等を記載)を作成し、「表 4.1.1 納品成果物(共通)」に記載の納品期限までに「第6章所管部署」へ提出すること。
- (3) 受託者は、廃棄業務後、産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)等により適正に最終処分されたことを確認できる書類を「第6章所管部署」に提出し、検査を受けること。  
なお、産業廃棄物管理票の一切の手続きについては、受託者において行うこと。
- (4) 受託者は、一部を買取、その他の物品を廃棄する場合は、廃棄する物品においては、第9章(3)の対応を行うとともに、買取した物品においても、違法行為が行われないように必要な対応を行うこと。
- (5) 別紙1「収集物品一覧」に記載されている物品のデータの消去が必要な場合は、以下の内容に留意して作業を行うこと。
  - ① 記録されている情報について、物理破壊を行うこと。
  - ② データ消去作業の履行は、機構の指定する場所、又は機構が承認した場所において実施すること。
  - ③ 電磁的記録媒体のS/N(製造番号等の唯一情報)が読み取れるよう破壊前後の写真を撮影し、破壊の際は、S/Nを潰さないよう破壊を実施すること。消去する物品のS/Nが確認できるよう媒体ごとに撮影すること。
  - ④ 撮影した写真は、エビデンスとして「データ消去作業完了報告書」に添付し、機構に提出すること。

## 第10章 機密の保持

- (1) 受託者は、業務によって知り得た機構の組織及び業務内容の一切の情報について、外部に漏えい、又は目的外に利用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務に従事した者全てに、上記(1)の情報について守秘義務を負わせること。
- (3) 上記(1)及び(2)については、本業務の終了後も有効とする。

## 第11章 費用の見積り

受託者は、費用を積算するにあたって、以下の条件に基づき、見積ること。

- (1) 受託者が「廃棄業務」のすべてを実施する場合においても、「収集・運搬作業費用」及び「処分作業費用」に関する見積りを分けて作成すること。また、「データ消去作業費用」は「処分作業費用」の見積りに含めること。

- (2) 受託者が「買取業務」を実施する場合は、「引取り作業費用」及び「データ消去作業費用」、「物品費用」をそれぞれ提示し、「引取り作業費用」及び「データ消去作業費用」の合計から「物品費用」を差し引いた差額で見積りを作成すること。
- (3) 別紙1「収集物品一覧」のうち、一部の物品又は部品を買取し、残りの物品を廃棄する場合は、「収集・運搬作業費用」及び「処分作業費用」、「引取り作業費用」、「データ消去作業費用」、「物品費用」をそれぞれ提示し、「収集・運搬作業費用」及び「処分作業費用」、「引取り作業費用」、「データ消去作業費用」の合計から「物品費用」を差し引いた差額で見積りを作成すること。

## 第12章 費用の請求等

受託者は、費用の請求等について、以下の「表 12.1 費用の請求」に示す条件に応じて、契約書又は見積書に基づき、受託者が行う費用の請求又は機構が行う費用の請求を実施すること。

表 12.1 費用の請求

| 項番 | 請求分類          | 対応方法  |
|----|---------------|---|
| 1  | 受託者が費用を請求する場合 | 各契約書に基づき費用請求すること。   |
| 2  | 機構が費用を請求する場合  | 見積額がマイナスとなった場合、機構より送付される請求書を確認し、20日以内に機構の指定する振込み先に振込むこと。<br>なお、振込手数料については、受託者負担とする。 |

## 第13章 仕様書の明確化等

- (1) 受託者は、仕様書等に疑義がある場合には、令和8年6月15日12時までに機構へ確認するものとする。  
なお、回答期限は令和8年6月17日とする。
- (2) 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時には、機構と受託者は協議のうえ、仕様書等を変更する又は仕様書等の不明瞭な点を明確にした書面を取り交わすこととする。
- (3) 上記(2)の仕様書等の変更又は書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託者が協議のうえ決定することとする。

## 第14章 運用仕様書の提出

入札希望者は、「別紙8 運用仕様書」に従い、運用仕様書を作成し、令和8年6月18日12時までに「第6章所管部署」に提出すること。また、再委託する場合は、「別紙9 再委託に係る承認申請書」、「別紙10 再委託等に関する申告書」を運用仕様書と一緒に提出すること。

なお、廃棄業務を実施事業者が実施する場合は、実施事業者分の運用仕様書も提出すること。

## 第15章 応札条件

- (1) 過去 5 年間に於いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を受けていないこと。
- (2) ISO/IEC27001(国際規格)認証又はプライバシーマーク付与認定を取得していること。
- (3) 廃棄業務を実施する場合、以下の資格や認証等を求める。
  - ① 廃棄物の収集・運搬場所(東京都及び埼玉県)及び搬入先処分施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市の長が発行する、本業務の委託期間における「産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していること。(廃プラスチック類、金属くずの品目が含まれていること)
  - ② 廃棄物の処分施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市の長が発行する、本業務の委託期間における「産業廃棄物処分業許可証」を取得していること。(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、木くずの品目が含まれていること)
  - ③ ISO/IEC14001(国際規格)認証又は環境省の優良産廃処理者認定制度の認証を取得していること。
- (4) 上記(2)、(3)について、契約締結時点で更新申請中であつた場合や、本業務の委託期間中に許可の有効期間が満了する場合は、従前の許可の有効期間が満了するまでに「第 6 章所管部署」担当者あてに更新後の許可証の写しを提出すること。(有効期間満了時点で更新申請中である場合には更新審査中の証跡を提出し、更新後の許可証が取得でき次第写しを提出すること。)

## 第16章 資料の閲覧、物品確認について

### 16.1 閲覧資料

入札期間中に開示予定の閲覧資料を以下に示す。

- (1) 納入成果物等確認依頼書
- (2) 収集・運搬作業完了報告書
- (3) 廃棄証明書及び廃棄作業完了報告書
- (4) データ消去作業完了報告書
- (5) 成果物指定フォーマット

### 16.2 閲覧、物品確認要領

応札を希望する事業者で本調達に係る資料について閲覧、物品確認を希望する場合は、「第 6 章所管部署」に連絡のうえ、事前に閲覧の許可を得ること。

- (1) 閲覧、物品確認条件
  - ① 閲覧、物品確認する者は、当該入札に参加する予定の者又は予定の法人に勤務する者とする。
  - ② 閲覧、物品確認を希望する場合は、別紙 3「資料閲覧物品確認申請書兼秘密保持誓約書」を提出すること(閲覧、物品確認日当日の提出で可)。
- (2) 閲覧、物品確認場所  
東京都杉並区高井戸西 3-5-24  
機構本部(高井戸)構内の指定場所  
なお、埼玉県加須市については、現地見学、現地保管の廃棄対象物品確認が不可となるため、「機構本部(高井戸)構内の指定場所」にて廃棄対象物品の写真を閲覧可能とする。  
※機構の都合により閲覧、物品確認場所を変更する場合がある。また、一部の廃棄対象物品は解体中のため、閲覧できない場合があることに留意すること。
- (3) 閲覧、物品確認日時  
閲覧、物品確認可能期間:公告日から見積書提出期限の 2 営業日前まで(土、日、祝祭日を除く)  
閲覧、物品確認可能時間:10:00 から 16:00 まで(12:00 から 13:00 までの時間帯を除く)
- (4) 閲覧、物品確認手順
  - ① 閲覧、物品確認希望日の 3 営業日前までに希望日時を「第 6 章所管部署」に連絡する。希望日時が複数社で重複した場合は、機構において調整を行うのでその指示に従うこと。  
なお、希望日時に応じられない場合がある。
  - ② 指定された日時に閲覧、物品確認場所で、別紙 3「資料閲覧物品確認申請書兼秘密保持誓約書」の確認及び、閲覧、物品確認者の本人確認を行う。
  - ③ 閲覧、物品確認者の本人確認は、社員証等、入札予定法人等の社員であることが確認できるもので行う。
  - ④ 閲覧、物品確認には機構職員が立ち会うので、閲覧、物品確認者はその指示等に従うこと。

- ⑤ 閲覧、物品確認場所には、基本的にカメラ等の撮影機器、パソコン等の記録媒体は持ち込めない。また、閲覧、物品確認時に複写、写真撮影等を禁止する。違反行為があった場合は、機構は閲覧を中止、退去を求める場合がある。
- ただし、機構の許可を得たうえで、機構職員が立ち会う場合は、カメラ等の撮影機器の持ち込み及び写真撮影を認める場合がある。

## 第17章 その他

- (1) 本業務は、本仕様書・実施計画書・関係法令等に基づき履行すること。
- (2) 処分場の手配(連絡)等、一切の手続は受託者が行うこと。
- (3) 本業務に必要な費用は全て受託者が負担すること。
- (4) 契約の履行中に事故が発生した場合には、直ちに「第 6 章所管部署」に報告し、その指示に従うこと。

## 【別紙1】収集物品一覧

### ○収集物品

| 項番 | 種類            | 外形寸法                            | 数量   | 重量(参考)         | 場所        | 物理破壊<br>データ消去有無 | 型番・備考  |
|----|---------------|---------------------------------|------|----------------|-----------|-----------------|--|
| 1  | 扶養スキャナ        | 480mm(W)×393mm(D)×757mm(H)      | 78台  | 25kg           | 埼玉県加須市    | 無               | Canon DR-G2110   |
| 2  | 扶養スキャナ        | 480mm(W)×393mm(D)×757mm(H)      | 1台   | 25kg           | 機構本部(高井戸) | 無               | Canon DR-G2110   |
| 3  | MPC           | 374mm(W)×245mm(D)×36mm(H)       | 693台 | 2.3kg          | 埼玉県加須市    | 有               | LIFEBOOK A561/D  |
| 4  | QMP           | 348mm(W)×175.3mm(D)×84.4mm(H)   | 80台  | 2.5kg          | 埼玉県加須市    | 無               | Officejet 100 mobile   |
| 5  | ドットインパクトプリンタ① | 600mm(W)×350mm(D)×290mm(H)      | 13台  | 22kg           | 機構本部(高井戸) | 有               | FUJITSU PrinterFMPR5430(富士通製品)<br>(データ消去はLANカードを取り外して情報を消去する)      |
| 6  | ドットインパクトプリンタ② | 600mm(W)×350mm(D)×290mm(H)      | 6台   | 22kg           | 機構本部(高井戸) | 有               | Prinfina IMPACT DX4131A(日立製作所製品)<br>(データ消去はLANカードを取り外して情報を消去する)    |
| 7  | 防音カバー         | 700mm(W)×680mm(D)×420mm(H)      | 3台   | 25.2kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 横山製作所 QP-800型  |
| 8  | サーバ           | 445.5mm(W)×730.2mm(D)×87.5mm(H) | 5台   | 23.6kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: ProLiant DL380 Gen10 Plus CTO<br>型番: P05172-B21(電磁的記録媒体破壊済み) |
| 9  | ネットワーク機器①     | 428.8mm(W)×306.6mm(D)×42.9mm(H) | 3台   | 5.76kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: SN3600B 24/8 8p 16Gb SW SFP+ FC Swch<br>型番: R4G55B           |
| 10 | ネットワーク機器②     | 438mm(W)×169.9mm(D)×43.6mm(H)   | 2台   | 2.04kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: IPコンソールスイッチG4<br>型番: Q1P54A                                  |
| 11 | ネットワーク機器③     | 437.2mm(W)×163.6mm(D)×44mm(H)   | 2台   | 2.65kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: Cat 5 タイプ 8ポート KVMスイッチ<br>型番: KH1508A                        |
| 12 | ネットワーク機器④     | 432mm(W)×380mm(D)×0.44mm(H)     | 4台   | 7.9kg          | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: FortiGate-401E<br>型番: BT0151-1B210                           |
| 13 | ストレージ         | 483mm(W)×839mm(D)×174mm(H)      | 2台   | 75.3kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: HPE Primera 600<br>型番: N9Z46A(電磁的記録媒体破壊済み)                   |
| 14 | その他機器①        | 436.1mm(W)×433mm(D)×42.3mm(H)   | 2台   | 5.2kg          | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: LCD 8500 コンソール<br>型番: AF642A                                 |
| 15 | その他機器②        | 44mm(W)×36mm(D)×553mm(H)        | 8台   | 0.58kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: IBCコンセントカバー HA9080LS<br>型番: HA9080LS                         |
| 16 | その他機器③        | 56mm(W)×47mm(D)×523mm(H)        | 8台   | 1.88kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: APC Rack PDU<br>型番: THD-ZAP2048133                           |
| 17 | プリンタ(モノクロ)    | 478mm(W)×437mm(D)×334mm(H)      | 7台   | 20.2kg         | 埼玉県加須市    | 有               | 製品名称: IPSiO SP6210   |
| 18 | IDカードプリンタ     | 205mm(W)×381mm(D)×247mm(H)      | 1台   | 4.02kg         | 機構本部(高井戸) | 無               | 製品名称: Primacy  |
| 19 | 二次元コードリーダー    |                                 | 31台  |                | 機構本部(高井戸) | 無               | 故障品  |
| 20 | サーバラック        | 600mm(W)×1050mm(D)×1895mm(H)    | 40台  | 93kg~<br>165kg | 機構本部(高井戸) | 無               | 複数メーカーの19インチサーバラックがあるため、外形寸法は最大サイズのものに記載しております。                    |
| 21 | サーバラック(ハーフ)   | 600mm(W)×1035mm(D)×1270mm(H)    | 1台   | 113kg          | 機構本部(高井戸) | 無               | 25U  |
| 22 | FCスイッチ        | 438mm(W)×443mm(D)×43mm(H)       | 6台   | 9.2kg          | 機構本部(高井戸) | 無               | Brocade6510 (EBR651F)  |
| 23 | NAS           | 447mm(W)×504mm(D)×87mm(H)       | 2台   | 26.4kg         | 機構本部(高井戸) | 有               | NR1000 F2520 (NRF2520B1)<br>ディスク消去が必要(2TB SATA×12) 2セット⇒24個        |
| 24 | NAS(追加ストレージ)  | 450mm(W)×610mm(D)×178mm(H)      | 1台   | 49.9kg         | 機構本部(高井戸) | 有               | DS4246 (NR42412C1)<br>ディスク消去が必要(2TB SATA×12) 1セット⇒12個              |
| 25 | NAS コンセントボックス | 444.5mm(W)×207mm(D)×43(H)       | 2台   | 2kg            | 機構本部(高井戸) | 無               | NRRA100T3A   |

< 表 面 >

管理番号.....

### 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 年 月 日

記入者

|   |   |   |  |                  |                                      |
|---|---|---|--|------------------|--------------------------------------|
| 1 排出事業者   | 名称  | 日本年金機構  | 所属   | システム企画部システム基盤整備G |                                      |
|   | 所在地   | 〒168-1505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号                                  | 担当者  | 丸山 晴香            | TEL 03-6892-0785<br>FAX 03-6892-0857 |
| 2 廃棄物の名称  | 情報処理用機器等不要物品  |   |  |                  |                                      |
| 3 廃棄物の組成・成分情報<br>(比率が高いと思われる順に記載)<br><br><input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)             | 主成分他  | MSDSがある場合、CAS No.   |  |                  |                                      |
|   | 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、木くずの混合廃棄物   |   |  |                  |                                      |
| 4 廃棄物の種類<br><input type="checkbox"/> 産業廃棄物<br><br><input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物    | <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ<br><input checked="" type="checkbox"/> その他(金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、木くず)<br>※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合<br><input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等<br><input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害)<br><input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銹さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害)<br><input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害)<br><input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)<br><input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) |   |  |                  |                                      |
| 5 特定有害廃棄物<br>( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△<br><br><input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法) | アルキル水銀 ( × ) トリクロロエチレン ( × ) 1,3-ジクロロプロペン ( × )<br>水銀又はその化合物 ( × ) テトラクロロエチレン ( × ) チウラム ( × )<br>カドミウム又はその化合物 ( × ) ジクロロメタン ( × ) シマジン ( × )<br>鉛又はその化合物 ( × ) 四塩化炭素 ( × ) 4-ベンツカルブ ( × )<br>有機燐化合物 ( × ) 1,2-ジクロロエタン ( × ) ベンゼン ( × )<br>六価クロム化合物 ( × ) 1,1-ジクロロエチレン ( × ) セレン ( × )<br>砒素又はその化合物 ( × ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( × ) ダイオキシン類 ( × )<br>シアン化合物 ( × ) 1,1,1-トリクロロエタン ( × ) 1,4-ジオキサン ( × )<br>PCB ( × ) 1,1,2-トリクロロエタン ( × )  |   |  |                  |                                      |
| 6 PRTR対象物質  | 届出事業所 ( 該当 ( 非該当 ) ) 委託する廃棄物の該当・非該当 ( 該当 ( 非該当 ) )<br>※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。  |   |  |                  |                                      |
| 7 水道水源における消毒副生成物前駆物質  | 生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成)  |   |  |                  |                                      |
|   | <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH)<br><input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED)<br><input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)   |   |  |                  |                                      |
|   | 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成)  |   |  |                  |                                      |
| 8 その他含有物質<br>( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△<br><br><input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)     | <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシベンゼン(レジルシノール)<br><input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェノン<br><input type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェノン  |   |  |                  |                                      |
|   | 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成)  |   |  |                  |                                      |
|   | <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)   |   |  |                  |                                      |
| 8 その他含有物質<br>( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△<br><br><input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)     | 硫黄 ( × )<br>ヨウ素 ( × )<br>硝酸 ( × )<br>銅 ( × )<br>ホウ素 ( × )   | 塩素 ( × )<br>フッ素 ( × )<br>亜鉛 ( × )<br>アルミ ( × )<br>アンチモン ( × ) | 臭素 ( × )<br>炭酸 ( × )<br>ニッケル ( × )<br>アンモニア ( × )<br>その他 ( × ) |                  |                                      |

|    |                              |   |
|----|------------------------------|---|
| 9  | 有害特性<br>(有・無・不明)             | <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性( °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性( °C) <input type="checkbox"/> 禁水性<br><input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性<br><input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性<br><input type="checkbox"/> その他( ) |
| 10 | 廃棄物の物理的<br>性状・化学的性状          | 形状( ) 臭い( ) 色( ) 比重( ) pH( )<br>沸点( ) 融点( ) 発熱量( ) 粘度( ) 水分( )  |
| 11 | 品質安定性                        | 経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入   |
| 12 | 関連法規                         | 危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭  |
| 13 | 荷姿                           | <input type="checkbox"/> 容器( ) <input type="checkbox"/> 車両( ) <input type="checkbox"/> その他( )   |
| 14 | 排出頻度<br>数量                   | 頻度( <u>スポット</u> ・継続予定 )<br>( 約4,760 (kg)・t・ $\frac{kg}{m^3}$ ・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日   |
| 15 | 特別注意事項<br><br>(有・ <u>無</u> ) | ※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載<br><br>・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法<br>・他の廃棄物との混合禁止<br>・粉じん爆発の可能性<br>・容器腐食性の可能性／注意点<br>・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性<br>・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等  |

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 ( 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 )
- ・ 産業廃棄物の発生工程等  
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。  
 工程図への記入でも可。  
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

| No. | 内容確認日時 | 排出事業者担当者 | 処理業者担当者 | 備考 |
|-----|--------|----------|---------|----|
|     |        |          |         |    |
|     |        |          |         |    |
|     |        |          |         |    |

< 変更履歴 >

| No. | 変更日時 | 排出事業者担当者 | 処理業者担当者 | 変更内容 |
|-----|------|----------|---------|------|
|     |      |          |         |      |
|     |      |          |         |      |
|     |      |          |         |      |

## 資料閲覧物品確認申請書 兼 秘密保持誓約書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 様住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 ④

調達件名「不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令和8年度）一式」に関し、以下のとおり資料の閲覧及び物品の確認をさせて頂きたく申請書を提出致します。

また、資料の閲覧及び物品の確認にて知り得た情報は、本件以外の目的に使用すること並びに第三者に開示及び漏洩をしないことを誓約します。

## ■資料閲覧者及び物品確認者

| 項番 | 氏名 | ふりがな | TEL |
|----|----|------|-----|
| 1  |    |      |     |
| 2  |    |      |     |
| 3  |    |      |     |
| 4  |    |      |     |
| 5  |    |      |     |

なお、資料の閲覧及び物品の確認の実施にあたり、下記のとおり誓約します。

## 記

1. 資料の閲覧及び物品の確認において知り得た各種情報について、当該入札の目的以外での使用は致しません。
2. 資料の閲覧及び物品の確認において知り得た各種情報について、第三者に漏洩等いたしません。
3. 本件に関して日本年金機構または第三者に損害を与えた場合は、直ちに対策を講じ、これに対応を実施します。なお、当該対応に要する全ての費用について負担します。

## 管理者等申請書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 殿

(事業所名)

### 【個人情報等に関する体制】

| 事由 | 1. 設置 2. 変更                                 | 変更事由 |         |    |     |
|----|---|------|---------|----|-----|
|    |   |      | 役職名     | 氏名 | 連絡先 |
|    |   |      |         |    |     |
|    | 総括管理責任者                                     |      |         |    |     |
|    | 部署管理者                                       |      |         |    |     |
|    | 点検管理者                                       |      |         |    |     |
|    | 個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の点検及び監査体制 |      | 別添〇のとおり |    |     |

### 【業務の履行体制】

| 事由 | 1. 設置 2. 変更 | 変更事由 |     |    |     |
|----|-------------|------|-----|----|-----|
|    |             |      | 役職名 | 氏名 | 連絡先 |
|    |             |      |     |    |     |
|    | 現場責任者       |      |     |    |     |
|    | 現場責任者補助者    |      |     |    |     |

体制図については別添〇のとおり

### 【事故発生時の緊急対応体制の届出】

別添〇のとおり

## 【業務の履行場所】

|      |             |            |           |             |       |   |
|------|-------------|------------|-----------|-------------|-------|---|
| 事由   | 1. 新規 2. 変更 | 変更の<br>場 合 | 変更前の承認年月日 |             | 変更の事由 |   |
|      |             |            | 令和        | 年           | 月     | 日 |
| 作業場所 |             |            | 所在地       | Tel ( - - ) |       |   |

## 【委託業務で取り扱う個人情報等の保管場所】

| 保管場所 | 場 所 | 構 造 | 面 積 | 施錠責任者名 | 火災等に対する設備 |
|------|-----|-----|-----|--------|-----------|
|      |     |     |     |        |           |
|      |     |     |     |        |           |

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 殿

所在地  
法人名又は商号  
氏 名 印

## 守秘義務に関する誓約書

弊社は日本年金機構の下記の委託業務（以下「本業務」という。）に従事するにあたり、下記の秘密保持に関する事項を順守することを誓約いたします。

また、本業務の全従事者について、下記の事項内容を周知しており、内容を理解し、遵守することを証明いたします。

対象業務：不要物品（旧システム等）の廃棄等業務(令和8年度) 一式

契約期間：令和8年6月25日～令和8年10月31日

### 記

1. 本業務に従事中、本業務を通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
2. 本業務が終了した後においても、前項の秘密情報を第三者に開示、漏洩し、又は自ら不正に使用しないこと。
3. 上記各誓約事項に違反して日本年金機構に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。
4. 本業務の実施にあたり、日本年金機構法（平成19年法律第109号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報関係諸法令を順守すること。

以上

(参考) 日本年金機構法（平成19年法律第109号）より抜粋

- ・ 守秘義務について（第31条第2項）：受託者等（委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者）は当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・ 罰則規定について（第31条第3項）：受託者等にも、機構役職員に対する刑法その他の罰則の適用を準用する。
- ・ 罰則（第57条）：秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 殿所 在 地  
法人名又は商号  
代 表 者 名

印

## 法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令和8年度）一式の実施にあたり、法令及び契約内容の遵守状況の点検結果について報告します。

1. 当該委託業務の実施にあたり、契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置していますか。

点検結果： 適  不適（※該当するに✓してください。以下同じ。）

2. 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理を行っていますか。

点検結果： 適  不適

3. 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働関係法令、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って管理していますか。

点検結果： 適  不適

4. 当該委託業務の実施にあたり、仕様書等において日本年金機構より使用を認められている機器等（機器等の消耗品を含む。以下同じ。）の管理・取扱いは適切に行われていますか。また、使用が認められていない機器等の取扱いを行っている事実はありませんか。

点検結果： 適  不適

5. 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員に対し、日本年金機構法、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が適用する旨の教育研修を実施しましたか。

点検結果： 適  不適

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 殿

所在地  
法人名又は商号  
代表者名 印

## 個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令和 8 年度）一式が終了しましたので、当該委託業務における個人情報等の返却、廃棄等に関する実施結果について報告します。なお、各項目の証跡は別添のとおりです。

### ① 返却について

（※いずれかの□に✓してください。）

- 当該委託業務において、日本年金機構より貸与された個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は全て返却いたしました。

（個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体を保管していた場所（保管庫等）の状況が分かるもの（例：返却後の写真等）を添付してください。）

- 当該業務委託において、日本年金機構より個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は貸与されていません。

### ② 消去・廃棄、又は移送について

（※いずれかの□に✓してください。）

- 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製（電子計算組織に格納した情報等含む。）したものの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを復元又は判読等が不可能な方法により完全消去、廃棄等の作業を実施しました。

どのように完全消去・廃棄等を実施したか、電子データ、紙媒体それぞれ具体的に記載してください。  
（消去の場合においては、復元又は判読等が不可能となる方法（例：データ消去ソフト名、データ消去方式等。 ※自社開発プログラムの場合は、具体的なデータ消去方法等も明記のこと。）を必ず記載してください。また、消去した際のログが分かるものを添付してください。）

- 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製したものの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを移送しました。

令和 年 月 日

住 所  
法人名又は商号  
氏 名

## 運用仕様書

入札案件名：不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令和8年度）一式

- 1 会社概要（法人名、会社名、屋号）
- 2 事業内容
- 3 契約書・調達仕様書に示す事項
- 4 再委託に関する事項
- 5 廃棄業務に関する資格等
- 6 情報セキュリティに関する資格等

# 運用仕様書作成手順

## I. 提出方法

別紙 8「運用仕様書」を表紙として、各記載事項については以下のとおりとし、表紙につなげて提出すること。

なお、必要条件及び書類が揃っていることを確認したうえで、「別紙 8\_別添 1\_運用仕様書チェックリスト」の確認欄に記載して提出すること。

## II. 各項目の記載事項

### 1 会社概要

(1) 登記上の法人名、会社名、屋号等を記載する。

### 2 事業内容

(1) 事業内容、企業理念、沿革、主要取引先、主要株主等を記載する。

※会社案内用パンフレット等でも可能

### 3 契約書・調達仕様書に示す事項

(1) 本業務に関する体制について記載すること。(別紙 4「管理者等申請書」を参考に記載すること。)

- 業務の履行場所 (※日本年金機構内部で行う業務の際は不要)
- 総括管理責任者
- 部署管理者
- 点検管理者
- 事故発生時の緊急対応体制、機構への報告体制
- 不要物品の保管場所 (※日本年金機構内部で行う業務の際は不要)
- 産業廃棄物の廃棄予定場所

(2) 業務開始から業務完了までの各作業工程の所要スケジュールを記載すること。

### 4 再委託に関する事項

(1) 再委託をする場合は、「別紙 9\_再委託に係る承認申請書」「別紙 10\_再委託に関する申告書」を提出すること。

なお、再委託の範囲については、調達仕様書「8.7 再委託」を確認すること。

### 5 廃棄業務に関する資格等

別紙 1 収集物品一覧に記載されている物品を産業廃棄物として取扱う場合は、必要となる品目が記載されている下記の写しを提出すること。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可の証明 (東京都、埼玉県及び産業廃棄物の処分、廃棄場所を管轄する都道府県知事、もしくは政令で定める市区の長が発行)
- (2) 産業廃棄物処分業許可の証明 (廃棄物の処分施設を管轄する都道府県知事、もしくは政令で定める市区の長が発行)
- (3) 廃棄処理に関する第三者評価の証明として、「ISO/IEC14001 (国際規格) 認証」

又は環境省の「優良産廃処理者認定制度の認証」

6 情報セキュリティに関する資格等

- (1) 情報セキュリティに関する第三者評価の証明として、「ISO/IEC27001  
又は JISQ27001」又は「プライバシーマーク」の写しを提出すること。

※廃棄処理を実施事業者に行わせることを予定している場合は、実施事業者も運用仕様書（1～3、5～6）を提出すること。

## 運用仕様書チェックリスト

| 案件名  |                | 「不要物品（旧システム等）の廃棄等業務」   |      |
|------|----------------|--|------|
| 事業者名 |                |  |      |
|      |                |  | 事業者  |
|      |                |  | 担当者名 |
| 1    | 仕様書(別紙含む)      | 本案件の仕様書(別紙含む)の委託内容を理解し、必要な資格を有していることを確認した  | ✓    |
| 2    | 契約書            | 本案件の契約書の内容を理解し、必要な資格を有していることを確認した  | ✓    |
| 3    | 会社概要           | 以下の項目を満たすものが記載されているか<br>□会社案内  | ✓    |
| 4    | 産業廃棄物収集運搬許可証   | 産業廃棄物収集運搬業許可証の写しは、機構の指定した回収場所の自治体の許可証を有しているか。また処分を行う場所の自治体の許可証を有しているか<br>本案件の回収場所：□東京都                      許可証：□東京都<br>本案件の回収場所：□埼玉県                      許可証：□埼玉県<br>本案件の処分場所：□(                      )                      許可証：□(                      ) | ✓    |
| 5    |                | 産業廃棄物の種類に本案件で必要となるすべての資格を有しているか  | ✓    |
| 6    |                | 許可の有効期限が本案件の履行期間を満たしているか<br>本案件の履行期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日<br>許可証の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日(東京)<br>許可証の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日(埼玉)   | ✓    |
| 7    |                | 有効期限の更新手続きを行っているか<br>□行っている □行っていない  |      |
| 8    |                | 有効期限の更新中の場合<br>更新審査中の証跡があるか<br>審査期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日  | ✓    |
| 9    | 産業廃棄物処分業許可証    | 業者が処分を実施する処分場所の自治体の許可証があるか   | ✓    |
| 10   |                | 産業廃棄物の種類に本案件で必要となる以下のどちらかの資格を有しているか<br>□ISO/IEC14001(国際規格)認証の写し<br>□環境省の「優良産廃処理者認定制度の認証」の写し  | ✓    |
| 11   |                | 許可の有効期限が本契約の履行期間を満たしているか<br>本案件の履行期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日<br>許可証の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日   | ✓    |
| 12   |                | 有効期限の更新手続きを行っているか<br>□行っている □行っていない  | ✓    |
| 13   |                | 更新審査中の証跡があるか<br>審査期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日<br>更新予定日：令和 年 月 日   | ✓    |
| 14   | 情報セキュリティに関する体制 | 以下のどちらかの写しがあるか<br>□プライバシーマークの写し<br>□ISO/IEC27001又はJISQ27001の写し   | ✓    |
| 15   |                | 上記証明の有効期限は本案件の履行期間を満たしているか<br>本案件の履行期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日<br>許可証の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日   | ✓    |
| 16   |                | 有効期限の更新手続きを行っているか<br>□行っている □行っていない  | ✓    |
| 17   |                | 有効期限の更新中の場合<br>更新審査中の証跡があるか<br>審査期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日  | ✓    |

※収集・運搬と処分が受託事業者と実施業者で別となる場合、それぞれの業者で運用仕様書を作成してください。

なお、収集運搬許可証と処分許可証については、作業をするにあたり必要となるどちらかを添付し、☑をしてください。

## 回収物品を処分する際に必要となる産業廃棄物の種類

|    | 回収物品 | 種類(記入例:金属くず、廃プラスチック類) |
|----|------|-----------------------|
| 1  |      |                       |
| 2  |      |                       |
| 3  |      |                       |
| 4  |      |                       |
| 5  |      |                       |
| 6  |      |                       |
| 7  |      |                       |
| 8  |      |                       |
| 9  |      |                       |
| 10 |      |                       |
| 11 |      |                       |
| 12 |      |                       |
| 13 |      |                       |
| 14 |      |                       |
| 15 |      |                       |
| 16 |      |                       |
| 17 |      |                       |
| 18 |      |                       |
| 19 |      |                       |
| 20 |      |                       |
| 21 |      |                       |
| 22 |      |                       |
| 23 |      |                       |
| 24 |      |                       |
| 25 |      |                       |

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 殿

所在地  
法人名又は商号  
代表者名

⑩

## 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

なお、第三者に請け負わせる業務を含む一切の業務責任は弊社にあること、また再委託先に対しては、本契約にて弊社に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）を遵守させるほか、日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合には、これに応じさせることを誓約いたします。

## 記

1. 対象案件名：不要物品（旧システム等）の廃棄等業務(令和8年度)一式

2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所：

1) 商号又は名称：△△株式会社 ○○オフィス ※担当部署を明示する。

2) 住所：

×××××× ×××××× ××××××

3. 委託する期間及び相手方の業務の範囲：

再委託の委託期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日

「不要物品（旧システム等）の廃棄等業務」（令和8年度）一式「契約書」（以下「本契約」という。）のうち、○○○に関する○○○の一部について、弊社が実施する○○○に係る実作業を委託するもの（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く）。

※ 受託者や他の再委託先との作業の境界を具体的に明示する。

(対応工程)

××××××

4. 委託を行う合理的理由：

○○○に関する○○○機能が○○○（作業量が膨大等）であることから、作業の一部を委託するものであり、上記の再委託は、○○○（弊社との協業プロジェクトにおけるアプリケーションの開発実績を多数有している 等）である。

また、○○○（同様のアプリケーションに携わった経験等）があることから、本件の履行を効率的かつ安全に実施することが見込めるため、当該業務を委託するものである。なお、委託した業務に伴う再委託先の行為について、弊社は日本年金機構に対して全ての責任を負う。

5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力：

当該再委託先は、〇〇〇（弊社との協業プロジェクトにおけるアプリケーションの開発実績を多数有しており、また、同様のアプリケーション（〇〇〇）に精通している等）であることから、品質の高い業務遂行が期待できる。

なお、当該再委託先は、過去3年において、公的年金におけるシステム開発の受託業務で機密情報の漏えいや紛失は生じておらず、成果物やプロジェクト管理等においても特段の問題は生じていないことを弊社で確認している。

6. 契約金額：000,000,000円（税込）

7. その他必要と認められる事項：

(1) 委託業務の実施場所：

×××××× ×××××× ××××××

(2) 委託先の役員の状況：

| 役職 | 氏名 | 就任年月日 | 任期 | 国籍 |
|----|----|-------|----|----|
|    |    |       |    |    |
|    |    |       |    |    |

(3) 委託先の資本金の出資者別比率

受託者 00%（国籍）

自社（再委託先） 00%（国籍）

上記以外（〇〇株式会社） 00%（国籍）

※個人出資等、例外的な場合の記載については、個別に協議（外国からの出資状況の確認が必須）。

(4) 委託先の責任者

|                   | 氏名 | 所属部署 | 役職 | 専門性<br>（経験・資格等） | 実績 | 国籍 |
|-------------------|----|------|----|-----------------|----|----|
| 統括管理補助者           |    |      |    |                 |    |    |
| 情報セキュリティ<br>管理補助者 |    |      |    |                 |    |    |
| 〇〇チームリーダー         |    |      |    |                 |    |    |

(5) 委託先が請け負う業務の関係者である従業員の国籍の状況

（国籍： ） 人／総数 人

（国籍： ） 人／総数 人

※国籍が不明・非開示等の場合は、国籍欄にその旨を記載する。

(6) ガバナンスの確立

1) 弊社と当該再委託先は、〇〇〇〇〇（系列会社であるため、同一の品質管理手順が適合されている等）により、一貫したシステム開発体制が確保できるほか、上記（1）の委託業務の実施場所には、弊社の統括責任者を補助する統括管理補助者を設置し、ガバナンスの確立に努める。

実施体制図については、別添のとおり。

2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱い（知的財産権の帰属、著作者人格権の不行使）や必要に応じて発注者が再委託先に対して調査等を行えることを、当該再委託先に請け負わせる上記3の業務の契約書に明示する。

(7) 情報セキュリティの確保

- 1) 当該再委託先には、弊社と同様に、日本年金機構情報セキュリティポリシー等に従って、情報セキュリティ管理計画書のとおり、最新の情報セキュリティ対策を踏まえた取組を実施させる。
- 2) 上記(1)の委託業務の実施場所には、弊社の情報セキュリティ管理者を補助する情報セキュリティ管理補助者を設置し、上記3の業務に関して意図せざる変更が加えられないための管理体制の確保等、情報セキュリティの確保に努める。なお、日本年金機構から提供する情報は、契約した業務に従事する者のみが、担当する業務に必要な情報に限定して利用可能とする。
- 3) 当該再委託先が請け負う業務の関係者である従業員からは、上記3の業務に求められる情報セキュリティを理解していることを確認済である。

(8) その他

受託者は、本件に関して、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令を遵守しており、その責任を全て負う。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 様

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名 印

## 再委託に関する申告書

弊社は日本年金機構の下記の委託業務の再委託を受託するにあたり、下記の事項に相違ないことを申告いたします。また、虚偽の申告が発覚した場合、再委託の解除もあり得ることを承知しております。

対象業務：(不要物品 (旧システム等) の廃棄等業務(令和8年度)一式)に関する再委託業務  
再委託期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

### 記

1. 経営状況に問題はありません。
2. 上記の調達案件の利害関係者は在籍しておりません。
3. 直近 24 か月の社会保険料等の滞納はありません。
4. 重大な法令違反その他社会的信用を損ねる行為の事実はありません。
5. 反社会的勢力との関係はありません。

以上

令和 年 月 日

日本年金機構本部 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 殿

所在地  
会社名  
代表者名

印

## 受託証明書

下記の対象案件の業務のうち、\_\_\_\_\_業務については、\_\_\_\_\_から要請がありましたので、必要な業務について、責任をもって行うことを証明致します。

記

(対象案件名) 不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(令和8年度)一式

(受託内容等) \_\_\_\_\_

(履行場所住所及び名称)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※再委託先が作成する書類

令和 年 月 日

日本年金機構 システム企画部 御中

住 所  
法人名又は商号  
氏 名

印

## 請負申請書

案件名：不要物品（旧システム等）の廃棄等業務（令和8年度）一式

令和 年 月 日契約締結の上記案件の実施に際し、弊社は対象機器の回収及び買取を目的とします。

回収した機器については、有価物（リユース及びリサイクル品）として、取り扱い、産業廃棄物として処分いたしません。

以上

収入印紙  
貼 付

## 業務委託契約書（案）

日本年金機構を甲とし、〇〇〇〇を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

### 記

契約件名 不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(収集・運搬)(令和8年度)一式  
契約金額 \_\_\_\_\_円 (うち消費税等額\_\_\_\_\_円)  
契約保証金 全額免除

#### (総則)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等、当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務のうち、産業廃棄物の収集・運搬業務（以下「当該業務」という。）を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

#### (法令遵守等)

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びその他関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

#### (労働法上の責任)

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとする。

とし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。

委託期間：契約締結の日から令和8年10月31日まで

履行期限：仕様書等のおり

履行場所：仕様書等のおり

(情報の取得)

第6条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合は、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

2 乙は、業務委託員と、個人情報や機密情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結すること（契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。）とともに、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。

3 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(委託内容)

第8条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

|            |             |            |             |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 許可都道府県・政令市 | 東京都         | 許可都道府県・政令市 | 〇〇県         |
| 許可の有効期限    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 許可の有効期限    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 事業範囲       |             | 事業範囲       |             |
| 許可の条件      |             | 許可の条件      |             |
| 許可番号       |             | 許可番号       |             |
| 積み込む場所     |             |            |             |

|        |  |
|--------|--|
| 荷下ろし場所 |  |
|--------|--|

2 甲が、乙に当該業務を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

|    |                         |
|----|-------------------------|
| 種類 | 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 木くず |
| 数量 | 仕様書等のおり                 |

3 輸入廃棄物はない。

4 乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を、次の最終目的地に搬入する。

|            |  |
|------------|--|
| 会社名        |  |
| 代表者名       |  |
| 住所         |  |
| 許可都道府県・政令市 |  |
| 許可の有効期限    |  |
| 事業区分       |  |
| 産業廃棄物の種類   |  |
| 許可の条件      |  |
| 許可番号       |  |
| 事業場の名称     |  |
| 事業場の所在地    |  |

5 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第9条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。その際、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（令和7年12月）（以下「ガイドライン」という。）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

（1）産業廃棄物の発生工程： 不要物品

（2）産業廃棄物の性状及び荷姿： 固形：バラ

（3）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項： 該当なし

（4）混合等により生ずる支障： 該当なし

（5）日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有

マーク表示に関する事項： 該当なし

（6）石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項： 該当なし

（7）第一種指定化学物質が含まれる場合は、その事項： 該当なし

（8）その他取扱いの注意事項： 該当なし

2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、情報の通知を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が第1項の書面の情報のおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（ガイドラインの「容器貼付用ラベル」を参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物にかかる廃棄物処理法第12条の3に規定する産業廃

棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止してマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

- 5 甲は、次の産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 木くず

提示する時期又は回数：必要に応じて

#### （甲乙の責任範囲）

- 第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第8条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### （主体的部分等の再委託の禁止）

- 第11条 乙は、当該業務の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

#### （再委託の承認及び変更）

- 第12条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、法令等に定める再委託基準に従い、かつ当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不相当であると認めたときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不相当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の

- 写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
  - 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(災害時の対応)

- 第13条 乙は、当該業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

(報告)

- 第14条 乙は、仕様書等に定める業務を実施した場合には、仕様書等に示す当該業務の実施にかかる業務終了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

(検査)

- 第15条 乙は、第5条に規定する履行期限までに、前条に規定する報告書を提出し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は前条に規定する報告書を受領した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
  - 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

(監督)

- 第16条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。
- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

- 第17条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
  - 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。
  - 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
  - 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
  - 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に

対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

#### (監査)

- 第18条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

#### (事故報告等)

- 第19条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
  - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
- 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第17条による調査等及び前条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

#### (公益通報者の保護)

- 第20条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する

行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### (対価の支払)

第21条 乙は、第15条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に請求することができる。

2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

#### (支払遅延損害金)

第22条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第23条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあつては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更

その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(履行不能等の通知)

第24条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第25条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙による本契約の履行が契約の内容に適合しない場合において、第38条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO / IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。

(23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。

4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、甲は委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

#### （違約金）

第26条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から当該業務が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

#### （乙の解除権）

第27条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(契約解除時の取扱い)

第28条 甲又は乙が、第25条、第31条第1項又は前条第1項の規定により本契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物のうち、当該業務が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 第25条第1項により甲が解除した場合

乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に行わせなければならない。但し、乙は、その負担した費用について、甲に対し請求することができる。

(2) 第25条第2項から第4項まで又は第31条第1項により甲が解除した場合

ア 乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物について、当該業務を行わしめるものとし、その負担した費用について、乙に対して償還を請求することができる。

(3) 前条第1項により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって引き取ることを要求し、又は乙自ら甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(損害賠償)

第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第25条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

3 第25条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第26条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。

5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた

損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

- 第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
  - 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

- 第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

- 第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(施設、機器等の使用)

- 第35条 甲は、甲の構内において、乙が当該業務を行う場合については、当該履行場所における施設機器及び電力等は無償で使用させるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

(補償事項)

- 第36条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。
- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙又は第三者が被った損害については、対物事故、対人事事故の如何にかかわらず、乙が全て責任を持って処理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(業務の処理責任)

第37条 乙の行う当該業務の処理に誤り又は不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な契約不適合があった場合等乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第38条 甲は、乙の本契約の履行において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第39条 甲は、乙の本契約の履行に契約不適合がある場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第40条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第41条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第42条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて  
甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第43条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所  
として処理するものとする。

(存続条項)

第44条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第19条第1項から第  
3項まで及び第6項、第20条、第22条、第25条第3項、第28条、第29条、  
第32条、第34条、第36条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するも  
のとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1  
通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 印

乙 ○○県○○市○○  
○○○○○○  
[産業廃棄物収集運搬業許可番号 ]  
○○○○ ○○ ○○ 印

収入印紙  
貼 付

## 業務委託契約書（案）

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

### 記

契約件名 不要物品(旧システム等)の廃棄等業務(処分)(令和8年度) 一式  
契約金額 \_\_\_\_\_円 (うち消費税等額\_\_\_\_\_円)  
契約保証金 全額免除

#### (総則)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等、当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務のうち、産業廃棄物の処分業務（以下「当該業務」という。）を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

#### (法令遵守等)

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びその他関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

#### (労働法上の責任)

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとする。

とし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間及び履行期限は、次のとおりとする。

委託期間：契約締結の日から令和8年10月31日まで

履行期限：仕様書等のおり

(情報の取得)

第6条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合については、速やかに提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合については、この限りではない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

2 乙は、業務委託員と、個人情報や機密情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結すること（契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。）とともに、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。

3 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(委託内容)

第8条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

|            |             |            |             |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 許可都道府県・政令市 | 東京都         | 許可都道府県・政令市 | 〇〇県         |
| 許可の有効期限    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 許可の有効期限    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 事業区分       |             | 事業区分       |             |
| 産業廃棄物の種類   |             | 産業廃棄物の種類   |             |
| 許可の条件      |             | 許可の条件      |             |
| 許可番号       |             | 許可番号       |             |

- 2 甲が、乙に当該業務を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

|    |                         |
|----|-------------------------|
| 種類 | 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 木くず |
| 数量 | 仕様書等のおり                 |

- 3 輸入廃棄物は無い。

- 4 乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を、次の事業場において処分する。

|         |  |
|---------|--|
| 事業場の名称  |  |
| 所在地     |  |
| 処分方法    |  |
| 施設の処理能力 |  |

- 5 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

|         |  |
|---------|--|
| 事業場の名称  |  |
| 所在地     |  |
| 処分方法    |  |
| 施設の処理能力 |  |

- 6 産業廃棄物について、第4項に規定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

|            |             |            |             |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 事業所名称      |             |            |             |
| 住所         |             |            |             |
| 許可都道府県・政令市 | 東京都         | 許可都道府県・政令市 | 〇〇県         |
| 許可の有効期限    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 許可の有効期限    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 事業範囲       |             | 事業範囲       |             |
| 許可の条件      |             | 許可の条件      |             |
| 許可番号       |             | 許可番号       |             |

（適正処理に必要な情報の提供）

第9条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。その際、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（令和7年12月）（以下「ガイドライン」という。）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程： 不要物品
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿： 固形：バラ
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項： 該当なし
- (4) 混合等により生ずる支障： 該当なし
- (5) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、  
含有  
マーク表示に関する事項： 該当なし
- (6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項： 該当なし
- (7) 第一種指定化学物質が含まれる場合は、その事項： 該当なし
- (8) その他取扱いの注意事項： 該当なし

- 2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、情報の通知を要する変更の範囲に

- については、甲と乙とであらかじめ協議の上定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が第1項の書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(ガイドラインの「容器貼付用ラベル」参照)。
  - 4 甲は、委託する産業廃棄物にかかる廃棄物処理法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止してマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
  - 5 甲は、次の産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 木くず  
提示する時期又は回数：必要に応じて

#### (甲乙の責任範囲)

- 第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、第8条第6項に規定する収集・運搬業者からの引渡しから、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
  - 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
  - 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### (再委託の禁止)

- 第11条 乙は、当該業務を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。)に委託してはならない。

#### (報告)

- 第12条 乙は、仕様書等に定める業務を実施した場合には、仕様書等に示す当該業務の実施にかかる業務終了報告書(以下「報告書」という。)を作成し、甲に提出するものとする。

#### (検査)

- 第13条 乙は、第5条に規定する履行期限までに、前条に規定する報告書を提出し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は前条に規定する報告書を受領した日から起算して10日以内(10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで)に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
  - 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

(監督)

第14条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第15条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。

6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第16条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故報告等)

第17条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。

(2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。

2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。

3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘

(報道を含む。)等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第15条による調査等及び前条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価(プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001)の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

#### (公益通報者の保護)

第18条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### (対価の支払)

第19条 乙は、第13条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者(会計・資産管理部長)に請求することができる。

- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

#### (支払遅延損害金)

第20条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで年政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した遅延損害金(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期

間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

#### (履行不能等の通知)

第22条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

#### (甲の解除権)

第23条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙による契約の履行が本契約の内容に適合しない場合において、第34条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第29条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。  
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
  - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
  - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
- (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。

4 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、

委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

#### (違約金)

- 第24条 前条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から当該業務が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項に規定する違約金額が、第27条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

#### (乙の解除権)

- 第25条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

#### (契約解除時の取扱い)

第26条 甲又は乙が、第23条、第29条第1項又は前条第1項の規定により本契約を解除した場合に、本契約に基づいて第8条第6項に規定する収集・運搬業者から引渡しを受けた産業廃棄物のうち、当該業務が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

##### (1) 第23条第1項により甲が解除した場合

乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に行わせなければならない。但し、乙は、その負担した費用について、甲に対し請求することができる。

##### (2) 第23条第2項若しくは第3項又は第29条第1項により甲が解除した場合

ア 乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物について、当該業務を行わしめるものとし、その負担した費用について、乙に対して償還を請求することができる。

##### (3) 前条第1項により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって引き取ることを要求し、又は乙自ら甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### (損害賠償)

第27条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第23条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第23条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第24条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

#### (事情の変更)

第28条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

#### (談合等の不正行為にかかる解除)

第29条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第31条 第29条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第32条 乙が第30条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(業務の処理責任)

第33条 乙の行う当該業務の処理に誤り又は不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な契約不適合があった場合等、乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第34条 甲は、乙の本契約の履行において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第35条 甲は、乙の本契約の履行に契約不適合がある場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第36条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第37条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第38条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて  
甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第39条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所  
として処理するものとする。

(存続条項)

第40条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第17条第1項から第  
3項まで及び第6項、第18条、第20条、第23条第3項、第26条、第27条、  
第30条、第32条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1  
通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
日本年金機構 理事長代理人  
システム企画部長 山本 晃司 印

乙 ○○県○○市○○  
○○○○○○  
[産業廃棄物処分業許可番号 ]  
○○○○ ○○ ○○ 印